飲食店営業(すし店)の振興指針(新旧対照表)

すし店営業(主としてすしを扱う飲食店営業をいう。)の営業者が、 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の衛生規制に的確に対応 ┃食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の衛生規制に的確に対応 しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図る→しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図る |ことは、国民生活の向上に資するものである。このため、生活衛生関 |ことは、国民生活の向上に資するものである。このため、生活衛生関 係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第16 |4号。以下「生衛法||という。)第56条の2第2項に基づき、飲食 |4号。以下「生衛法||という。)第56条の2第1項に基づき、飲食 店営業(すし店)の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営 |業者、生活衛生同業組合(生活衛生同業小組合を含む。以下「組合| という。)等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的 活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として改正を行った。今 後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待す るとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び┃るとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び┃ |消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するもの ||消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するもの とする。

□すし店営業(主としてすしを扱う飲食店営業をいう。)の営業者が、 |係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第16 |店営業(すし店)の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営 |業者、生活衛生同業組合(生活衛生同業小組合を含む。以下「組合| という。)等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的 活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として改正を行った。今 |後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待す とする。

第一 すし店営業を取り巻く状況

― すし店営業の事業者の動向 (略)

|務省・経済産業省『平成28年経済センサス-活動調査』による)、 10年前と比較して、事業所数は12.205の減、従業者数は1 5、417の増となっている(総務省『平成18年事業所・企業統計 調査』による)。また、営業者の規模は、従業者数5人未満の事業者 |は37 2%が56 6%であり、経営者の年齢については、60歳 から69歳の者の割合が35.7%21.2%、50歳から59歳の 者の割合が22 9%、70歳以上の者の割合が17 3%36 <mark>5%となっており、60歳以上の経営者の割合が53.0%57.</mark> 7%と高齢化しなっている(厚生労働省『平成28年度生活衛生関係 営業経営実態調査』(公財)全国生活衛生営業指導センター「生活衛 牛関係営業経営状況調査-特別調査-令和4年4月~6月1による)。

新

第一 すし店営業を取り巻く状況

一 すし店営業の事業者の動向

すし店営業は、伝統的飲食業種として国民の日常生活に密接に関連 し、食生活の充実と日本の食文化に大きく貢献してきた。しかし、近 年、消費者の食生活の多様化及び嗜好の変化、法人等の交際費による |需要の減少、原材料の価格ト昇「回転すし」に代表されるような |チェーン店を中心とした新規開業の増加、持ち帰り専門店や宅配専門 店との競争の激化など、すし店営業を取り巻く経営環境は大きく変化 している。

lΗ

|すし店営業の平成28年の事業所数は20,135、従業者数は23 | すし店営業の平成28年の事業所数は20,135、従業者数は23 2、443人、売上(収入)金額は1、199、457百万円で(総 | 2、443人、売上(収入)金額は1、199、457百万円で(総 | 務省・経済産業省『平成28年経済センサス-活動調査』による)、 ┃10年前と比較して、事業所数は12.205の減、従業者数は1 ┃5. 417の増となっている(総務省『平成18年事業所・企業統計 「調査」による)。また、従業者数5人未満の事業者は37.2%で、 |経営者の年齢については、60歳から69歳の者の割合が35 【7%、50歳から59歳の者の割合が22、9%、70歳以上の者の |割合が17 3%となっており、60歳以上の経営者の割合が53 ┃0%と高齢化している(厚生労働省『平成28年度生活衛生関係営業 |経営実態調査』による)。

IΗ

新

後継者(候補者を含む)の有無は、「あり」が39 6%、「なし」 |が60 4%となっており、また、経営上の課題・問題点(複数回 答)としては(複数回答)、「原材料費・諸経費の増加」が97. **2%**、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点として 等となっている(厚生労働省『平成2 |生活衛生関係営業経営実態調査|| が91.8%、「客単価の減少」 が78 1%となっている(公財)全国生活衛生営業指導センター 「生活衛生関係営業経営状況調査-特別調査-令和4年4月~6月」に よる)。また、日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)が |行った『生活衛生関係営業の景気動向等調査(平成30年令和4年7 ~9月期)』において、すし店営業の経営上の問題点は、多い順に 「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」が68、6%、「顧 |客数の減少| (50.5%)が63.4%、「仕入価格| |上昇を価格に転嫁困難| (49.5%)、「従業員の確保難|

経営上の課題としては(複数回答)、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「材料費の上昇」、「人手不足・求人難」、「施設・設備の老朽化」、「客単価の減少」等となっている(厚生労働省『平成28年度生活衛生関係営業経営実態調査』による)。また、日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)が行った『生活衛生関係営業の景気動向等調査(平成30年7~9月期)』において、すし店営業の経営上の問題点は、多い順に「顧客数の減少」(50.5%)、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」(49.5%)、「従業員の確保難」(24.2%)となっている。

|また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症(CO |また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症(CO VID−19)(以下「新型コロナウイルス感染症∣という。)の感┃VID−19)(以下「新型コロナウイルス感染症∣という。)の感 |染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国のすし店営業も多大な ||染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国のすし店営業も多大な |影響を受けたところである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に |影響を受けたところである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に |伴う事業への影響について、飲食業の営業者で、売上が減少したと回 |伴う事業への影響について、飲食業の営業者で、売上が減少したと回 |答した者は97 4%95 6%で、その売上の減少幅(令和2年2 |答した者は97 4%で、その売上の減少幅(令和2年2~5月の対 ~5月の対前年4年7月~9月の令和元年7~9月比)は、「20% |前年比)は、「20%未満 | が5.4%、「20%以上50%未満 | |未満| が5 4 % 3 5 6 %、「20%以上50%未満| が28. 3% 45.3%、「50%以上80%未満」が46.7%17. ○%、「80%以上」が19.6%2.1%となっている(日本公庫 動向等調査(令和2年4~6月期)特別調査』による)。 『生活衛生関係営業の景気動向等調査(令和2年4~6月期)特別調 ★・特別調査結果令和4年7月~9月期』による)。

新

|が28.3%、「50%以上80%未満|が46.7%、「80%以 |上| が19.6%となっている(日本公庫『生活衛生関係営業の景気

二消費動向

|平成28令和3年の1世帯<mark>当たり</mark>(2人以上の世帯)の一般外食支出 ||平成28年の1世帯(2人以上の世帯)当たりのすし(外食)の平均| |<mark>そのうち「すし(外食)| については、の平均支出額は14,855 |</mark>出額を100とした場合、平成28年の支出額は107.5となって 13,223円で、前年比308472円の増であった、平成18年のいる(総務省『家計調査報告』による)。また、平成28年のすし店 支出額を100とした場合、平成28年の支出額は107.5となっ |ている(総務省『家計調査報告 <mark>家計収支編</mark>』による)。また、平成 |年の市場規模を100とした場合、平成28年の市場規模は115. 28令和2年のすし店の市場規模は15.02812.639億円で、 前年比634億円増で、平成18年の市場規模を100とした場合、 28年の市場規模は115.118.3%減少となっている(公 る)。 益財団法人食の安全・安心財団附属機関外食産業総合調査研究セン ター『平成28年外食産業市場規模推計』一般社団法人フードサービ ス協会「令和2年(令和2年1月~令和2年12月)外食産業市場規模 推計について による)。

新

二消費動向

|の市場規模は15.028億円で、前年比634億円増で、平成18 1となっている(公益財団法人食の安全・安心財団附属機関外食産業 |総合調査研究センター『平成28年外食産業市場規模推計』によ

旧

IΗ

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針(複数回答)としては(複数回答)、「食事メニューの工夫」44.4%、「接客サービスの充実」33.1%、「価格の見直し」25.9%、「広告・宣伝等の強化」16.2% 「価格の再設定」が89.0%、「接客サービスの向上」が88.0%、「既存の商品サービスの改善」が86.8%となっている(厚生労働省『平成28年度生活衛生関係営業経営実態調査』(公財)全国生活衛生営業指導センター「生活衛生関係営業経営状況調査-特別調査-」による)。また、飲食業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「新商品、新メニューの開発」が39.6%、次いで「新たな販売方法の開拓」が37.4%、「広報活動の強化」が37.1%となっている一方、「特にない」が31.0%となっている(日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査(令和2年4~6月期)特別調査』による)。

第二 前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立されたすし店営業の組合(平成30年12月令和4年3月末現在で42都道府県で設立)においては、前期の飲食店営業(すし店)の振興指針(平成26年厚生労働省告示第77号平成31年厚生労働省告示第60号)を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全5ヵか年のうち4ヵ3か年終了時である平成29令和3年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

|表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価|

(単位:%)

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては(複数回答)、「食事メニューの工夫」44.4%、「接客サービスの充実」33.1%、「価格の見直し」25.9%、「広告・宣伝等の強化」16.2%となっている(厚生労働省『平成28年度生活衛生関係営業経営実態調査』による)。また、飲食業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「新商品、新メニューの開発」が39.6%、次いで「新たな販売方法の開拓」が37.4%、「広報活動の強化」が37.1%となっている一方、「特にない」が31.0%となっている(日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査(令和2年4~6月期)特別調査』による)。

|第二 前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立されたすし店営業の組合(平成30年12月末現在で42都道府県で設立)においては、前期の飲食店営業(すし店)の振興指針(平成26年厚生労働省告示第77号)を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全5ヵ年のうち4ヵ年終了時である平成29年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

(単位:%)

			旧					
	事業名	達成	概ね達成		事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	38% 43%	46% 49%	・食品衛生等に関する講習会の開催 <u>・白主点検の実施</u> ・パンフレット、情報誌による情報提供及び注意喚起 ・巡回指導の実施	1 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	38%	46%	・食品衛生等に関する講習会の開催 ・自主点検の実施 ・パンフレット、情報誌による情報提供及び注意喚起
2	施設及び設備の改善に関する事業サービス、店舗及び設	14%	23%	・店舗特性を踏まえた改装や設備の導入投資	2 施設及び設備の改善に関する事業	14%	23%	・店舗特性を踏まえた改装や設備の導入投資
3	備の改善並びに業務の効率化に関する事業 消費者利益の増進に関する事業消費者利益の増進及び商 品の提供方法に関する事業	29% 49% 52%	33% 35% 33%	・施設等の整備及び改装 ・小冊子配布 ・賠償責任保険への加入促進 ・外国人用ホームページ開設 ・地産地消事業の推進	3 消費者利益の増進に関する事業	49%	35%	・小冊子配布・賠償責任保険への加入促進・外国人用ホームページ開設・地産地消事業の推進
				・テイクアウト商品の販売 ・すしイベントの開催 ・賠償責任保険等への加入促進 ・経営講習会、各種研修会の開催	4 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事業	18%	53%	・経営講習会、各種研修会の開催 ・経営に関する相談、指導 ・経営状況の調査
	経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事業 経営課題に即した相談支援に関する事業	18% 24% 27%	53% 48% 48%	- 経営に関する相談、指導 - 経営状況の調査 ・ 経営講習会又は各種研修会の開催 ・ 経営に関する相談及び指導の実施	5 営業者及び従業員の技能の向上に関する事業	31%	31%	・技術講習会の開催 ・技術コンテストの開催 ・調理師試験受験促進
	営業者及び従業員の技能の向上に関する事業	31%	31%	・技術講習会の開催 ・技術コンテストの開催 ・調理師試験受験促進 ・テイクアウトレシビ集の作成	6 事業の共同化及び協業化に関する事業	38%	41%	・共同購入の実施 ・すし券の発行 ・季節行事キャンペーンの実施
67	事業の共同化及び協業化に関する事業	38% 43%	41% 23%	・ 資材等の実施 ・ 資材等の共同購入 ・ すし券の発行 ・ 季節行事キャンペーンの実施 ・ 地産地消メニューの開発			•	

	新					旧			
78	取引関係の改善に関する事業	46%	43%	・関係業界等との情報交換会の開催	7	7 取引関係の改善に関する事業	46%	43%	・関係業界等との情報交換会の開催
	POST POST POST POST POST POST POST POST	16%	41%	・食材等の共同開発					・食材等の共同開発
				・共済制度の加入促進					・共済制度の加入促進
	従業員の福祉の充実に関する事業従業員の福利の充実に	16%	51%	・各種保険・共済制度への加入促進	8	3 従業員の福祉の充実に関する事業	16%	51%	・優良従業員の表彰
89	関する事業	29%	32%	・優良従業員の表彰					・定期健康診断実施の促進
	関する事業	23/0	32/0	- 定期健康診断実施の促進	0	3 事業の承継及び後継者支援に関する事業	28%	39%	・後継者育成支援のための研修会等の開催
				・定期健康診断の実施	9	1 手耒の承極及い按極有又抜に関する手耒		33/0	・青年部の活動支援
	事業の承継及び後継者支援に関する事業事業の承継及び	28% 3:		・後継者育成支援のための研修会等の開催		10 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事業		38% 38%	・機関誌等による情報提供
9 10			39%	・青年部の活動支援	10		38%		・講習会の開催
J 10	後継者育成支援に関する事業	30%	24%	・出前授業や職場体験の実施					・産地、養殖地表示の啓発
				・青年部の活動支援		+		-	
				一機関誌等による情報提供					
				一講習会の開催					
10 11	1 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事業	38%	38%	一産地、養殖地表示の啓発					
1011		39%	30%	・機関誌やパンフレット等による周知					
				・フードロス削減プロジェクトへの参加					
				・地産地消メニューのPR					

	新						旧		
11 12	環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する 事業環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の	32%	29% 32%	→ 食品循環資源の再生利用に関する情報提供・機関誌やパンフレット等による周知	house	1 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する 事業	32%	29%	・食品循環資源の再生利用に関する情報提供
	再生利用等の推進に関する事業			ー子ども、高齢者向けメニューの作成	1	2 少子・高齢化社会等への対応に関する事業	70%	30%	・子ども、高齢者向けメニューの作成 ・福祉施設への出張対応
1213	サ子・高齢化社会等への対応に関する事業少子高齢化社 会等への対応に関する事業	70% 27%	30%	・福祉施設への出張対応 ・地域イベントへの参加	13 食育への対応に関する事業 14 禁煙等に関する事業	43%	20%	・教育活動への参加促進 ・食物アレルギーに関する情報提供	
	AT VANDERATORA	2170		・福祉施設への慰問 ・高齢者向けメニュー講習会の開催		4 禁煙等に関する事業	27%	48%	・受動喫煙防止対策講習会の開催・店舗改装の促進
1314	食育への対応に関する事業食育、食の安全への関心の高 まり及び健康志向等への対応に関する事業	43% 29%	20% 40%	教育活動への参加促進・ 食物アレルギーに関する情報提供・ 出前授業の実施					,
1415	禁煙等に関する事業禁煙等に関する対策に関する事業	27% 29%	48% 40%	─ 受動喫煙防止対策講習会の開催─ 店舗改装の促進・機関誌やパンフレット等による周知・講習会や研修会の開催					
	T								

					IE	3		
1516	地域との共生に関する事業地域との共生(地域コミュニ ティの再生及び強化(商店街の活性化))に関する事業	40% 28%	37% 31%	・地域イベントへの参加 ・飲酒運転撲滅活動への参加 ・地域における防犯活動への参加	15 地域との共生に関する事業	40%	37%	・地域イベントへの参加 ・飲酒運転撲滅活動への参加 ・被災事業者への支援
1617	東日本大震災への対応に関する事業災害への対応と節電 行動の徹底に関する事業	14% 35%	55% 35%	- 被災事業者への支援 - 節電の啓発 ・機関誌やパンフレット等による周知	16 東日本大震災への対応に関する事業	14%	55%	・節電の啓発
18	最低賃金の引上げを踏まえた対応(生産性向上を除く) に関する事業 働き方・休み方改革に向けた対応に関する事業	50%	28%	 防災設備の自主点検 機関誌やパンフレット等による周知 講習会や研修会の開催 機関誌やパンフレット等による周知 				
(略)				(注)組合からの実施状況報 なお、国庫補助金としての については、平成23年度よ	予算措	置 (,	以下「予算措置」という。)	
					検証やPDCAサイクル(事 (計画) - Do(実施) - C 階を繰り返すことをいう。) 業の振興に関する検討会」の 事業費補助金審査・評価会」 ら評価までを一貫して行う等	hec の確立 下に設 におい	k (i k (i を目に けられて、	評価) - A c t (改善)の段的として、「生活衛生関係営れた「生活衛生関係営業対策補助対象となる事業の審査か

新	旧
(略)	このため、組合及び生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」とい
	う。)等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、事業目
	標及び成果目標を可能な限り明確化した上で、達成状況についても評

価を行う必要がある。

当該振興計画等の実施に向けて、組合、連合会等においては、本指 |針及び振興計画の内容について広報を行い、組合未加入の営業者への 加入勧誘及び組合未結成地域の営業者への組合結成の支援を図ること が期待される。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨、組 合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも 考えられるため、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府 |県等| という。) は、営業者による営業の許可申請又は届出等の際 に、営業者に対して、生衛法の趣旨並びに関係する組合の活動内容、 所在地、連絡先等について情報提供を行う等の取組の実施が求められ る。

第三 すし店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 祝い等の場の提供など大きな役割を果たしてきた。

|第三 すし店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 |すし店営業の営業者は、伝統的日本食文化の担い手として、国民生活 |すし店営業の営業者は、伝統的日本食文化の担い手として、国民生活 に欠かせない位置を占めており、食生活の充実や交友及び団らん、お に欠かせない位置を占めており、食生活の充実や交友・団らん、お祝 い等の場の提供など大きな役割を果たしてきた。

新

こうした重要な役割をすし店営業が引き続き担い、国民生活の向上に┃こうした重要な役割をすし店営業が引き続き担い、国民生活の向上に | 貢献できるよう、経営課題や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応し | 貢献できるよう、経営課題や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応し つつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の「つつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の |安定と活力ある発展を遂げる図ることが求められる。

安定と活力ある発展を遂げることが求められる。

|すし専門店は、職人の資質がサービスの質を左右することから、人材| 育成を図ることが極めて重要であるが、高い調理技術を持った職人の 高齢化が進む一方、高い調理技術を持った若者の採用も難しいため、 職人の育成が重要な課題である。

|ての位置づけが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期 |とが期待される。 待される。

(略)

|また、いわゆる「買い物弱者<mark>等</mark>」になり易やすいことが危惧される高 |また、いわゆる「買い物弱者」になり易いことが危惧される高齢者や |齢者や、障害者、子育て・ひとり及び一人暮らしの者並びに子育て世 |障害者、子育て・ひとり暮らし、共働き世帯等のニーズに的確に即応 <mark>帯及び</mark>共働き世帯等のニーズに的確に即応対応することで、すし店営 ┃することで、すし店営業の営業者の地域住民が日常生活を送るために |業の営業者のが営業を行う地域の住民が日常生活を送るために必要な ┃必要なセーフティーネットとしての役割や商店街における重要な構成 セーフティーネットとしての役割や商店街における重要な構成員とし「員としての位置づけが強化され、生活者の安心を支える役割を担うこ

> |併せて、社会全体の少子高齢化の進展や障害を理由とする差別の解消| ┃の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消 |法|という。)の施行を踏まえ、全ての消費者が店舗を円滑に利用で |きるよう、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバー サルデザイン化の取組が求められる。

大きな社会問題となったことを受けところであり、すし店営業におい 大きな社会問題となったことを受け、すし店営業においても、消費者 ても、消費者に対して納得と安心感を提供していくため、食品表示法 (平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37 年法律第134号。以下「景品表示法」という。)等の関係法令を遵守 し、表示の適正化を推進し、消費者に対し納得感と安心感を提供して いくすることが求められる。

|そのほか、<mark>高騰するエネルギー価格の問題に的確に対応するため、省 |</mark>そのほか、省エネルギー関係設備の導入等についても推進する必要が エネルギー関係設備の導入等についても推進する必要がある。

さらに、受動喫煙防止への対応が求められる。

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り 組むことにより、すし店営業に対する消費者の理解と信頼の向上を図 ることを目標とすべきである。

すし専門店は、職人の資質がサービスの質を左右することから、人材 ┃すし専門店は、職人の資質がサービスの質を左右することから、人材 高齢化が進む一方、高い調理技術を持った若者の採用も難しいため、 職人の育成が重要な課題である。

(略)

一方で、ホテル、旅館及びレストランにおける食品表示の不正事案が |一方で、ホテル、旅館及びレストランにおける食品表示の不正事案が |に対して納得と安心感を提供していくため、食品表示法(平成25年法 【律第70号)等の関係法令を遵守し、表示の適正化を推進することが求 められる。

ある。

育成を図ることが極めて重要であるが、高い調理技術を持った職人の ┃育成を図ることが極めて重要であるが、高い調理技術を持った職人の ■高齢化が進む一方、高い調理技術を持った若者の採用も難しいため、 職人の育成が重要な課題である。

> |また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維 持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助 金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

新	旧
二 今後 <u>4</u> 5年間 <u>(令和5年度から令和9年度末まで)</u> における営業の振興の目標	二 今後4年間における営業の振興の目標
1 衛生問題への対応(略)	1 衛生問題への対応 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」(密集・密室・密接)の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。
(略)	食をとりまく環境の変化等に対応し食品の安全を確保するため食品衛生法が改正され(平成30年法律第46号)、HACCPの考え方を取り入れた営業者による衛生管理、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために必要な対応等が盛り込まれており確実な実施が求められる。
(略)	また、食中毒等の衛生問題に対しては、営業者、保健所等衛生関係行政機関や都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)等との連携を密にして対応することが求められる。

衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、発生リ「衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、発生リ |スクが軽減されるため、発生防止に必要な費用及び手間について判断 |スクが軽減されるため、発生防止に必要な費用及び手間について判断 しにくい特質がある。しかし、一旦、処理、調製、加工、流通等の過↑しにくい特質がある。しかし、一旦、処理、調製、加工、流通等の過 程において細菌等の汚染により食中毒等の食品衛生上の問題が発生し |た場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の | た場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の |存続が困難になる可能性があること等から、日頃からの地道な衛生管| 理の取組が重要である。

新

程において細菌等の汚染により食中毒等の食品衛生上の問題が発生し 存続が困難になる可能性がある。

(略)

(略)

(略)

特に、すし店営業の場合、その取り扱う食品が主として生鮮魚介類で |あり、その調理方法が直接人の手指によるものであることから、食中 **| 毒等食品衛生上の問題が起こりやすい環境にある。したがって、これ** |らの衛生上の危険を防止し、消費者に対して安全で良質な商品を提供 することは営業者の青務である。

さらに、食の安全性及び信頼性に対する国民の関心が高まる中、産 地、種類等品質に関する情報を、消費者に対し正確に提供し、消費者 の納得や安心感を得ていく必要がある。

|こうした衛生問題は、個々の営業者の問題にとどまらず、業界全体に 対する信頼を損ねることにもつながることから、組合及び連合会に は、組合員、非組合員双方の営業者が食品の安全性の確保に関する自 |覚と責任感を持ち、衛生水準の向上が図られるよう、継続的に知識及 |び意識向上に資する普及啓発や適切な指導及び支援に努めることが求 められる。

とりわけ、地域で孤立する中小規模あるいは零細な営業者は重要な公│とりわけ、零細な営業者は重要な公衆衛生情報の把握が困難となる場 |衆衛生情報の把握が困難となる場合が考えられるため、また、大規模 |チェーン店では経費節減を目的として衛生確保が損なわれないよう注 ||生情報の提供が円滑に行われることが期待される。 意が必要であるため、これら営業者に対する組合加入の促進や公衆衛 |生情報の提供が円滑に行われることが期待される。

2 経営方針の決定と消費者及び地域社会への貢献 (略)

|また、経済の停滞と人口減少・少子高齢化により国内市場が縮小する |また、原材料価格の高騰やスーパーやコンビニエンスストア等でもす <mark>中で</mark>、原材料価格の高騰やスーパーやコンビニエンスストア等でもす しが広く販売されるなど、専門店の営業者を取り巻く経営環境は厳し しが広く販売されるなど、専門店の営業者を取り巻く経営環境は厳し一い。 い。

意工夫を凝らして経営展開を行っていくことが求められる。

□合が考えられるため、これら営業者に対する組合加入の促進や公衆衛

2 経営方針の決定と消費者及び地域社会への貢献 すし店営業といえば、高級で、単価が高いといった印象や、初めての **顧客が店に入りにくく、単価の表示も明確でないという店が多かった** ため、消費者の需要が回転すし等のチェーン店や他の外食産業に向かり |う状況にあり、従来型の専門店の業績悪化につながっている。

し、専門性や地域密着、対面販売等の特性を活かし、競争軸となる強┃し、専門性や地域密着、対面販売等の特性を活かし、競争軸となる強 |みを見出いだし、独自性を十分に発揮し、<mark>以下の点に留意しつつ、創 |</mark>みを見出し、独自性を十分に発揮し、経営展開を行っていくことが求 められる。

新

(1) 消費者ニーズの把握と創意工夫による経営展開 (略)

|確保するためには、宣伝活動や新メニューの開発が必要である。例え ||保するためには、宣伝活動や新メニューの開発が必要である。例え |ば、食を通じた健康づくりに関心が高まっていることを踏まえ、新鮮 |ば、食を通じた健康づくりに関心が高まっていることを踏まえ、新鮮 で栄養素に富んだすしの良さを情報提供するとともに、「量をたくさ ん食べたい」、「美味しいものを少しずつ食べたい」さらに「材料等「ん食べたい」、「美味しいものを少しずつ食べたい」等の若者から高 へのこだわり」、「オリジナル性のあるメニュー」、「見た目の美味 | 齢者までの様々な要望に合うメニューを開発することにより、消費者 |ることにより、消費者のすしに対する様々な要望に対して積極的に応 |ある。 えていくことが必要である。

(略)

|(1) 消費者ニーズの把握と創意工夫による経営展開

高級店、地域に密着した店等の目指すべき経営戦略にもよるが、この ような専門店離れの傾向に対処するためには、会計の明朗化、店の雰 | 囲気、経営者及びすし職人等従事者の接客態度の改善を図ることによ ┃り、店に入りやすくする工夫に努めていく必要がある。特に、料金に |ついても総額表示にすることが必要であり、「立ち」(カウンター等 におけるお好み販売)において、すしの提供個数と単価表示の内容に ついて誤解を与えないよう分かりやすい単価表示に努めることが望ま れる。

|さらに、多様化する消費者のニーズを的確にとら捉え、新たな顧客を |さらに、多様化する消費者のニーズを的確にとらえ、新たな顧客を確 「で栄養素に富んだすしの良さを情報提供するとともに、「量をたくさ」 しさ」等の若者から高齢者までの様々な要望に合うメニューを開発す「のすしに対する様々な要望に対して積極的に応えていくことが必要で

> また、熟練の職人による技術や創意工夫を活かした看板メニューの提 |供など、専門店としての独自性を発揮し、付加価値を高め、差別化を 図っていくことが重要である。

(3)(2) 高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮

人口減少、少子高齢化及び過疎化の進展は、営業者の経営環境を厳し くする一方、買い物の場所や移動手段など日常生活に不可欠な生活イ┃くする一方、買い物の場所や移動手段など日常生活に不可欠な生活イ ンフラそのものを弱体化させる側面があることから、高齢者や障害 |者、子育て・共働き世帯等が身近な買い物に不便・不安を感じる、い |者、子育て・共働き世帯等が身近な買い物に不便・不安を感じる、い わゆる「買い物弱者等」の問題を顕在化させる。地域に身近な営業者┃わゆる「買い物弱者」の問題を顕在化させる。地域に身近な営業者の の存在は、地域社会に必要な商品及びサービスを提供することによ <mark>│り、買い物弱者等</mark>になりがちな高齢者等から頼られる位置づ付けを確│立し、中長期的な経営基盤の強化につながることが期待される。 立し、中長期的な経営基盤の強化につながることが期待される。

|高齢化の進展は、シニア層向けのサービス需要の拡がりにもつながる |高齢化の進展は、シニア層向けのサービス需要の拡がりにもつながる |ことから、専門性や独自のこだわり等の特性を活かしながら、地域密 |ことから、専門性や独自のこだわり等の特性を活かしながら、地域密 |着で高齢者世帯のニーズにきめ細かに応じた商品やサービスの提供を |着で高齢者世帯のニーズにきめ細かに応じた商品やサービスの提供を **|積極的に行っていくことが、大手資本によるチェーン店との差別化の** |観点からも求められる。また、障害者差別解消法において、民間事業 |観点からも求められる。また、障害者差別解消法において、民間事業 者は、障害者に対し合理的な配慮を行うよう努めなければならないと |されていることから、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及 |されていることから、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及 びユニバーサルデザイン化の取組を進める必要がある。

|※ 障害者差別解消法が令和3年6月に改正され、合理的配慮の提供 について、民間営業者も義務化される。(施行は改正法公布日(令和 3年6月4日)から3年以内の政令で定める日)

また、子育て世帯が安心・安全にサービスを利用できるためへの配慮 も合わせて求められる。

(3) 高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮

人口減少、少子高齢化及び過疎化の進展は、営業者の経営環境を厳し |ンフラそのものを弱体化させる側面があることから、高齢者や障害 存在は、買い物弱者になりがちな高齢者等から頼られる位置づけを確

■積極的に行っていくことが、大手資本によるチェーン店との差別化の 者は、障害者に対し合理的な配慮を行うよう努めなければならないと |びユニバーサルデザイン化の取組を進める必要がある。

|(5) (3) 省エネルギーへの対応

エネルギー価格が高騰する中、節電などの省エネルギーによる経営の「節電などの省エネルギーによる経営の合理化、コスト削減、環境保全 合理化、コスト削減、環境保全に資するため、不要時の消灯や照明ラ┃に資するため、不要時の消灯や照明ランプの間引き、LED照明装置 ンプの間引き、LED照明装置やエネルギー効率の高い空調設備等の |やエネルギー効率の高い空調設備等の導入等を推進することが期待さ 導入等を推進することが期待される。

|(2) (4)| 訪日・在留外国人への配慮

政府においては、東京オリンピック・パラリンピックが開催される。 2020年度までに訪日外国人旅行者4,000万人、2030年度までに6,000 万人を目標に掲げ、「観光先進国」への新たな国づくりに向けて取組 |を進めている。人口減少を迎えている我が国において、国内外からの ┃を進めている。 交流人口を生み出す観光は、成長戦略の柱、地域活性化の切り札とし て期待されている重要な分野である。政府は今後の観光政策の方向性 として、インバウンドの回復や高付加価値化で持続可能な観光地域づ くり等に取り組むこととしている。

(略)

|(5) 省エネルギーへの対応

れる。

旧

|(2)|| 訪日・在留外国人への配慮

政府においては、東京オリンピック・パラリンピックが開催される |2020年度までに訪日外国人旅行者4,000万人、2030年度までに6.000| |万人を目標に掲げ、「観光先進国 | への新たな国づくりに向けて取組

|さらに、国際的にすしの人気が高まる中、「和食;日本人の伝統的な |食文化| が国連教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産に登録 され、今後、国際化への更なる対応を行うことで、海外での事業展開 や外国人旅行者の増加につなげていくことが期待される。

日本公庫の「生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査(令和元年 4~6月期) | によると、飲食店営業の過半数がインバウンド対応に |前向きであるとの回答があった一方で、外国語対応(「従業員の語学 力の向上」(38.5%)、「メニューや施設内の案内等の外国語表記の |実施| (27.0%)、「キャッシュレス決済の導入| (24.5%)等)を 訪日外国人旅行者受入れの課題としてあげる営業者が多くなってい る。

また、今後の訪日外国人旅行者の急増に加え、外国人労働者や及び在 ┃また、訪日外国人旅行者の急増に加え、外国人労働者や在留外国人も |留外国人もの増加していることからを踏まえ、すし店営業者において |増加していることから、すし店営業者においても、外国語表記の充実 も、外国語表記の充実や外国人とのコミュニケーション能力の向上、 |キャッシュレス決済等の導入、宗教上の理由により特定の食材を忌避 ||の導入、宗教上の理由により特定の食材を忌避する必要のあるケース| |する必要のあるケースに配慮するなど、外国人が入りやすい店づくり ||に配慮するなど、外国人が入りやすい店づくりが求められる。 が求められる。

が期待される。

や外国人とのコミュニケーション能力の向上、キャッシュレス決済等

旧

|さらに、インターネット経由での観光情報の入手を容易にし、<mark>訪日外 |</mark>さらに、インターネット経由での観光情報の入手を容易にし、外国人 |国人客旅行者の利便性を向上させるため、公衆無線LANの環境整備 |客の利便性を向上させるため、公衆無線LANの環境整備が期待され る。

(6) (5)受動喫煙防止対策への対応

受動喫煙(人が他人の<mark>喫煙により</mark>たばこのから発生した煙にさらされ ること)については、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかに されており、国際的に見ても、「たばこの規制に関する世界保健機関 枠組条約上の締結国として、国民の健康を保護するために受動喫煙防 止対策を推進することが求められている。そのため、受動喫煙による 健康への悪影響をなくし、国民・労働者の健康の増進を図る観点か ら、健康増進法(平成14年法律第103号)の一部改正(平成30年法律 第78号)及び労働安全衛生(昭和47年法律第57号)により、望まな い受動喫煙が生じないよう、多数の者が利用する施設の管理者や事営 |業者は受動喫煙を防止するための措置を講ずることとされて<mark>おり、₩</mark>|喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高めることが求められる。 る。国際的に見ても、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条 約上の締結国として、国民の健康を保護するために受動喫煙防止対策 を推進することが求められている。これらのことから、すし店営業に おいても、受動喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高めること が求められる。

新

|(6) 受動喫煙防止対策への対応

|受動喫煙(他人のたばこの煙にさらされること)については、健康に 悪影響を与えることが科学的に明らかにされており、受動喫煙による 健康への悪影響をなくし、国民・労働者の健康の増進を図る観点か |ら、健康増進法(平成14年法律第103号)及び労働安全衛生(昭和47 年法律第57号)により、多数の者が利用する施設の管理者や事業者は |受動喫煙を防止するための措置を講ずることとされている。国際的に |見ても、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約|の締結国と して、国民の健康を保護するために受動喫煙防止対策を推進すること が求められている。これらのことから、すし店営業においても、受動

旧

新

(4)(6)メニュー表示等の食品表示に関する対応

|平成26年に不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134

|号)、景品表示法が二度にわたり改正され、表示に対する監視指導体 ||が二度にわたり改正され、表示に対する監視指導体制の強化や事業者 制の強化や事業者の表示管理体制の強化に加え、不当な表示を行った |事業者に対する課徴金の制度が設けられた。このため、営業者におい |徴金の制度が設けられた。このため、営業者においても、これまで以 ても、これまで以上に表示の重要性を認識し、コンプライアンスの強 化を図ることが求められる。

(略)

|(4)||メニュー表示等の食品表示に関する対応

|平成26年に不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号) の表示管理体制の強化に加え、不当な表示を行った事業者に対する課 上に表示の重要性を認識し、コンプライアンスの強化を図ることが求 められる。

また、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)の制定によ り、国としてアレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進すること とされたことから、営業者においても、食物アレルゲン情報の自主的 な情報提供の促進に向けた対応が望まれる。

3 税制及び融資の支援措置

|すし店営業の組合又は組合員には、生活衛生関係営業の<mark>支援策の</mark>一つ |すし店営業の組合又は組合員には、生活衛生関係営業の一つとして、 として、税制優遇措置及び日本公庫を通した低利融資を受ける仕組み がある。税制優遇措置については、組合が共同利用施設を取得した場 |設整備、共同配送車両、共同冷蔵・冷凍設備及び共同蓄電設備の購入 ┃時や組合の会館を建て替える際などに活用することができる。融資に┃できる。融資については、対象設備及び運転資金について、振興計画 ついては、対象設備及び運転資金について、振興計画を策定している |組合の組合員である営業者が借りた場合は、組合員でない営業者が借 |ない営業者が借りる場合よりも低利の融資を受けることができる。 りる場合よりも低利の融資を受けることができる。

|また、各都道府県の組合が作成した振興計画に基づき、一定の会計書 | 類を備えている営業者が所定の事業計画を作成して設備資金及び運転 |類を備えている営業者が所定の事業計画を作成して設備資金及び運転 |資金を借りた場合には、さらに低利の融資を受けることができる振興 |資金を借りた場合には、さらに低利の融資を受けることができる振興 |事業促進支援融資制度が設けられており、特に設備投資を検討する営 |事業促進支援融資制度が設けられており、特に設備投資を検討する営 |業者には、積極的な活用が期待される。 業者には、積極的な活用が期待される。

(略)

3 税制及び融資の支援措置

税制優遇措置及び日本公庫を通した低利融資を受ける仕組みがある。 |税制優遇措置については、組合が共同利用施設を取得した場合の特別| **|蓄電設備の購入時や組合の会館を建て替える際などに活用することが** ▼を策定している組合の組合員である営業者が借りた場合は、組合員で また、各都道府県の組合が作成した振興計画に基づき、一定の会計書

加えて、組合の経営指導を受けている小規模事業者においては、低利 |かつ無担保・無保証で融資を受けることができる生活衛生関係営業経 | 営改善資金特別貸付が設けられており、積極的な活用が期待される。

新 IΗ

- 三 関係機関に期待される役割
- 1 組合及び連合会に期待される役割 (略)

加えて、組合及び連合会には、振興指針及び振興計画の内容について 広く広報を行い、組合未加入の営業者への加入勧誘及び組合未結成地 域の営業者への組合結成の支援を図ることが期待される。広報を行う 際には、組合活動への参画のイメージを分かりやすく提示するなど、 日本公庫の組合員向けの融資制度を周知するとともに、日本公庫の組 合員向けの融資制度を周知するなど、営業者の目線に立った情報提供 を行うことが求められる。

|また、事業効果を最大限発揮し事業成果を広く国民や社会に還元でき |また、事業効果を最大限発揮し事業成果を広く国民や社会に還元でき るよう、都道府県指導センター、保健所等衛生関係行政機関、及び日るよう、都道府県指導センター、保健所等衛生関係行政機関、日本公 本公庫支店等との連携及び調整を行うことが期待される。

- 三 関係機関に期待される役割
- 1 組合及び連合会に期待される役割

組合は、公衆衛生の向上及び消費者の利益の増進に資する目的で、組 |合員たる営業者の営業の振興を図るための振興計画を策定することが |できる。組合には、地域の実情に応じ、適切な振興計画を策定するこ とが求められる。組合及び連合会には、予算措置や独自の財源を活用 ┃して、営業者の直面する衛生問題及び経営課題に対する適切な支援事 業を実施することが期待される。事業の実施に際しては、有効性及び |効率性(費用対効果)の観点から、計画期間に得られる成果目標を明 確にしながら事業の企画立案及び実施を行い、得られた成果について は適切に効果測定する等、事業の適切かつ効果的な実施に努めること が求められる。

■ 庫支店等との連携及び調整を行うことが期待される。

割

営業許可申請等各種申請や届出、研修会、融資相談などの様々な機会 |を捉え、新規営業者をはじめとする組合未加入の事営業者に対し、組 |合に関する情報提供<mark>を行うとともに、や組合活動の活性化のための取 |</mark>に関する情報提供や組合活動の活性化のための取組等を積極的に行う 組等を積極的に行うことが期待される。

また、多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細<mark>規模の営事</mark>業者であ ることに鑑み、都道府県指導センター及び日本公庫において、組合と |連携しつつ、営業者へのきめ細かな相談、及び指導その他必要な支援 等を行い、予算措置、融資による金融措置(以下「金融措置」とい う。)、及び税制優遇措置等の有効的な活用を図ることが期待され る。とりわけ、金融措置については、審査及び決定を行う日本公庫に おいて営業者が利用しやすい融資の実施、生活衛生関係営業に係る経 済金融事情等の把握及び分析に努め、関係団体に情報提供するととも に、日本公庫と都道府県指導センターが協力して、融資手続や事業計 ■面の作成に不慣れな営業者への支援の観点から、融資に係るきめ細か な相談及び融資手続の簡素化を行うことが期待される。低利融資制度 については、各々の営業者の事業計画作成が前提とされることから、 本指針の内容を踏まえ、営業者の戦略性を引き出す形での指導を行う ことが求められる。加えて、都道府県指導センターにおいて、組合が 行う生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付に係る審査を代行するな ど、金融措置の利用の促進を図ることが期待される。

| 都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫に期待される役 | 2 | 都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫に期待される役

営業許可申請等各種申請や届出、研修会、融資相談などの様々な機会 を捉え、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者に対し、組合 ことが期待される。

また、多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることに 「鑑み、都道府県指導センター及び日本公庫において、組合と連携しつ」 つ、営業者へのきめ細かな相談、指導その他必要な支援等を行い、予 |算措置、融資による金融措置(以下「金融措置」という。)、税制優 遇措置等の有効的な活用を図ることが期待される。とりわけ、金融措 |置については、審査及び決定を行う日本公庫において営業者が利用し やすい融資の実施、生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握及 ┃び分析に努め、関係団体に情報提供するとともに、日本公庫と都道府 | 県指導センターが協力して、融資手続や事業計画の作成に不慣れな営 |業者への支援の観点から、融資に係るきめ細かな相談及び融資手続の 簡素化を行うことが期待される。低利融資制度については、各々の営 業者の事業計画作成が前提とされることから、本指針の内容を踏ま え、営業者の戦略性を引き出す形での指導を行うことが求められる。 加えて、都道府県指導センターにおいて、組合が行う生活衛生関係営 |業経営改善資金特別貸付に係る審査を代行するなど、金融措置の利用 の促進を図ることが期待される。

3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される 3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される 役割

国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導│国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導 |センター||という。)は、公衆衛生の向上及び営業の健全な振興を図 ||センター||という。)は、公衆衛生の向上及び営業の健全な振興を図 |る観点から、都道府県等及び連合会と適切に連携を図り、信頼性の高 |る観点から、都道府県等及び連合会と適切に連携を図り、信頼性の高| い情報の発信、及び的確な政策ニーズの把握等を行う必要がある。ま |た、予算措置、金融措置、及び税制優遇措置を中心とする政策支援措 |予算措置、金融措置、税制優遇措置を中心とする政策支援措置につい 置については、営業者の衛生水準の確保及び経営の安定に最大限の効 |果が発揮できるよう、安定的に所要の措置を講ずるとともに、制度の | できるよう、安定的に所要の措置を講ずるとともに、制度の活性化に 活性化に向けた不断の改革の取組が必要である。

|国は都道府県等に対し、営業許可申請等各種申請や届出等の機会にを |国は都道府県等に対し、営業許可申請等各種申請や届出等の機会に組 <mark>捉えた</mark>組合未加入の営業者への組合に関する情報提供や組合活動の活 | 合未加入の営業者への組合に関する情報提供や組合活動の活性化のた 性化のための取組等を求めるものとする。

(略)

役割

い情報の発信、的確な政策ニーズの把握等を行う必要がある。また、 ては、営業者の衛生水準の確保及び経営の安定に最大限の効果が発揮 向けた不断の改革の取組が必要である。

めの取組等を求めるものとする。

|また、全国指導センターにおいては、地域で孤立する中小規模の営業| 者のほか、大規模チェーン店に対しても、組合加入の働きかけや公衆 衛生情報の提供機能の強化を行うため、関係の組合及び連合会との連 携を促すための取組が求められる。

新

第四 すし店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

(略)

- 営業者の取組
- 1 衛生水準の向上に関する事項
- (1)日常の衛生管理に関する事項 (略)

えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知│えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知 |識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や調理器具、容器<mark>、及び</mark> |識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や調理器具、容器、食器 食器等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

|第四|| すし店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

|すし店営業の目標を達成するために必要な事項としては、次に掲げる ように多岐にわたるが、営業者においては、衛生水準の向上等のため |に必須で取り組むべき事項と、戦略的経営を推進するために選択的に 取り組むべき事項の区別を行うことで、課題解決と継続的な成長を可 能にし、国民生活の向上に貢献することが期待される。また、組合及 |び連合会においては、組合員である営業者等に対する指導及び支援並 **│**びに消費者のすし店営業への信頼向上に資する事業の計画的な推進が ||求められる。このために必要となる具体的取組としては、次に掲げる とおりである。

- 一 営業者の取組
- 1 衛生水準の向上に関する事項
- (1)日常の衛牛管理に関する事項

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの 「密」(密集・密室・密接)の同避、人と人との距離を空ける、消毒 や換気の徹底、業種別の 感染予防ガイド ラインの遵守・徹底など、 |感染症対策に関する「新しい生活様式|に向けて徹底した衛生対策を 行う必要がある。

|営業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加 |営業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加 | 等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

lΒ

新

またさらに、営業者は、消費者が信頼し、安心できる商品を提供する ┃また、営業者は、消費者が信頼し、安心できる商品を提供するため |ために、店舗の衛生管理及び従業員の健康管理を行い、食中毒等食品 | に、店舗の衛生管理及び従業員の健康管理を行い、食中毒等食品衛生 衛生上の問題が発生しないようにすることが重要である。特に、生鮮 魚介類を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的に実施 する<mark>とともに、ことが必要である。これらの工程管理を徹底し、HA</mark> CCPに沿った衛生管理を行う必要がある。

また、衛生管理上の自主点検を行い、その結果を店内に表示するな ど、衛生管理のために自店舗が講じている措置について、消費者に対 し積極的に周知することが必要である。さらに、従業員の清潔な着衣 の使用、手洗いの励行、店舗の清掃等により、消費者に不快感を与え ない配慮が必要である。

(2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項 舗の施設及び設備の衛生面の改善に取り組むことが必要である。特 |理に必要な冷蔵設備、ショーケース、保管庫及び容器等の改善に取り 組むことが必要である。

上の問題が発生しないようにすることが重要である。特に、生鮮魚介 類を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的に実施する 【ことが必要である。これらの工程管理を徹底し、HACCPに沿った |衛生管理を行う必要がある。

また、衛生管理上の自主点検を行い、その結果を店内に表示するな |ど、衛生管理のために自店が講じている措置について、消費者に対し |積極的に周知することが必要である。さらに、従業員の清潔な着衣の |使用、手洗いの励行、店舗の清掃等により、消費者に不快感を与えな い配慮が必要である。

|(2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項 |営業者は、日常の衛生的管理の取組に加えて、定期的かつ適切に自店 |営業者は、日常の衛生的管理の取組に加えて、定期的かつ適切に自店 の施設及び設備の衛生面の改善に取り組むことが必要である。特に、 |に、生鮮魚介類の保管管理を徹底することが重要であるため、その管 |生鮮魚介類の保管管理を徹底することが重要であるため、その管理に |必要な冷蔵設備、ショーケース、容器等の改善に取り組むことが必要 である。

2 経営課題への対処に関する事項

個別の経営課題への対処については、営業者の自立的な取組が前提で┃個別の経営課題への対処については、営業者の自立的な取組が前提で |あるが、多様な消費者の要望に対応する商品及び良質なサービスを提 |あるが、多様な消費者の要望に対応する商品及び良質なサービスを提 供し、国民の食生活の向上に貢献する観点から、営業者においては、 次に掲げる事項を念頭に置き、経営改革に積極的に取り組むことが期┃次に掲げる事項を念頭に置き、経営改革に積極的に取り組むことが期 |待される。特に、家族経営等の<mark>場合小規模店は、営業者や従業員が変</mark> |待される。特に、家族経営等の小規模店は、営業者や従業員が変わる |わることはほとんどないため、経営手法が固定的になりやすく、経営 |ことはほとんどないため、経営手法が固定的になりやすく、経営改革 改革に取り組むことが重要であることから、以下の事項に選択的に取┃に取り組むことが重要であることから、以下の事項に選択的に取り組 り組むことが期待される。

2 経営課題への対処に関する事項

供し、国民の食生活の向上に貢献する観点から、営業者においては、 むことが期待される。

(1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、<u>自店舗の</u>専門性や|現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、専門性や技 技術力、地域の特性地域密着、対面接客等の特性を踏まえ、強みを見い出だ し、経営方針を明確化し、自店舗の付加価値や独自性を高めていくととも

- に、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。
- ア 自店の立地条件、顧客消費者層、資本力、経営能力、技術力等の経営上 の特質の把握
- イ 周辺競合店舗に関する情報収集と比較
- ウ ターゲットとする 顧客消費者層の特定
- エ 重点商品の明確化
- オ 店舗のコンセプト及び経営戦略の明確化
- カ 売上状況の把握とそれを踏まえた仕入れの管理
- |キ 経営手法、熟練技能<mark>及び、</mark>専門的知識の習得<mark>及び一</mark>伝承<mark>並びにや</mark>後継者 の育成
- ク 若手人材の活用による経営手法の開拓
- ケ 都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用
- コ 地区、グループ単位の個性あるサービスの共同実施や共同仕入れ、共同 活用

配送などの共同事業の推進

サ 団体契約等コスト削減の取組の促進

(1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

|術力、地域密着、対面接客等の特性を踏まえ、強みを見出し、経営方 |針を明確化し、自店の付加価値や独自性を高めていくとともに、経営 管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

- ア 自店の立地条件、顧客層、資本力、経営能力、技術力等の経営上 の特質の把握
- |イ 周辺競合店に関する情報収集と比較
- ウ ターゲットとする顧客層の特定
- エ 重点商品の明確化
- オ 店舗のコンセプト及び経営戦略の明確化
- カ 売上状況の把握とそれを踏まえた仕入れの管理
- |キ 経営手法、熟練技能、専門的知識の習得・伝承や後継者の育成
- ク 若手人材の活用による経営手法の開拓
- 「ケー都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的

(2) サービスの見直し及び向上に関する事項

消費者のニーズやライフスタイル、世帯構造の変化、国民の食の安全┃消費者のニーズやライフスタイル、世帯構造の変化、国民の食の安全 への意識の高まりや健康志向に適確的確に対応し、消費者が安心して ┃への意識の高まりや健康志向に適確に対応し、消費者が安心して利用 |利用できるよう、商品→、サービス及び店づくりの充実や情報提供の | できるよう、商品・サービス及び店づくりの充実や情報提供の推進に |推進に努め、消費者の満足度を向上させる<mark>とともに、新たな消費者を |</mark>努め、消費者の満足度を向上させることが重要であることから、以下 **獲得する**ことが重要であることから、以下の事項に選択的に取り組む。 ことが期待される。

- ア サービスの充実
- ① 従業員等の教育及び研修の徹底
- ② 「手間」と「こだわり」による独自サービスの提供
- ③ マニュアルを超えた「おもてなしの心(気配り・目配り・心配
- り)」による温もりのあるサービスの提供
- ④ 消費者との信頼関係の構築
- ⑤ 専門性を高めた高付加価値の提供
- ⑥ 看板商品へのこだわり(高い商品力・価値訴求)
- ⑦ すしに関する情報提供
- ⑧ 専門店ならではの「楽しさ」、「賑わい」の演出、明確なコンセプ トの提案
- ⑨ 経営者自らによる消費者の要望の把握
- ⑩ 優秀な人材の獲得並びに若手従業員の育成、指導及び資質向Ⅰ
- 1① 魅力ある職場づくり (人と人の心のチームワーク)
- (12) 経営手法・熟練技能の効率的な伝承
- ③ 外国語表示の推進
- ④ 高齢者、障害者及び子育て世代への対応
- ⑤ クレジットカード決済、電子決済の導入・普及

(2) サービスの見直し及び向上に関する事項

の事項に選択的に取り組むことが期待される。

- ア サービスの充実
- ① 従業員等の教育及び研修の徹底
- ② 「手間」と「こだわり」による独自サービスの提供
- ③ マニュアルを超えた「おもてなしの心(気配り・目配り・心配
- ┃り)┃による温もりのあるサービスの提供
- (4) 消費者との信頼関係の構築
- ⑤ 専門性を高めた高付加価値の提供
- ⑥ 看板商品へのこだわり(高い商品力・価値訴求)
- | ⑦ すしに関する情報提供|
- ⑧ 専門店ならではの「楽しさⅠ、「賑わいⅠの演出、明確なコンセ プトの提案
- ⑨ 経営者自らによる消費者の要望の把握
- ⑩ 優秀な人材の獲得並びに若手従業員の育成、指導及び資質向Ⅰ
- |① 魅力ある職場づくり(人と人の心のチームワーク)
- ② 経営手法・熟練技能の効率的な伝承

	新		旧
イ	食の安全への関心の高まりや食を通じた健康づくりなどの健康志	イ	食の安全への関心の高まりや食を通じた健康づくりなどの健康志
向	への対応	向~	への対応
1	安全な食材を使用し健康志向に対応したメニューの <mark>開発・</mark> 提供	1	安全な食材を使用し健康志向に対応したメニューの提供
2	食材の原産地表示等への積極的な取組	2	食材の原産地表示等への積極的な取組
3	食物アレルギー物質の有無の表示	3	食物アレルギー物質の有無の表示
4	総カロリー表示 、 及び塩分量表示等の推進	4	総カロリー表示 <u>、</u> 塩分量表示等の推進
(5)	外国語表示の推進 <u>生活習慣病を予防する取組への参画</u>	(5)	外国語表示の推進

新	旧
ウ 消費者のニーズやライフスタイルの変化等に対応した店づくり	ウ 消費者のニーズやライフスタイルの変化等に対応した店づくり
① 清潔で入りやす い く、誰もがくつろぎやすい店舗 <u>舟</u> の雰囲気作り	<u>①</u> 清潔で入りやすい店 <u>内</u> の雰囲気作り
② 2000 かりですい価格表示 2000 では、2000 では、20	<u>② わ</u> かりやすい価格表示
③ 生鮮魚介類以外の食材を使用したメニューの提供	③ 生鮮魚介類以外の食材を使用したメニューの提供
高級・高品質な商品の設定	4) 地産地消の食材を使用したメニューの提供
4 お得感を訴求したメニュー開発() ***・********************************	- ⑤ 四季折々の季節の行事に合わせたすしの提供
b 地産地消の食材を使用したメニューの提供c	(6) 昼食時のメニューの提供
⑥ 四季折々の食材を使用し、季節の行事に合わせたすしメニューの提供	⑦ 食材を盛りつける器についての店の特色を表す工夫
② 昼食時の特別メニューの提供⑧ 子どもや高齢者等に配慮したメニューの提供	窓 家族客をターゲットとした休日営業や昼食時の営業に配慮した営
<u>8 子どもや高齢者等に配慮したメニューの提供</u>⑨ 視覚からおいしさを伝えるための食材をに応じた盛りつけるの工夫及び器	業時間の設定
等で についての 店舗の特色を表す工夫	<u>乗的制の設定</u> <u>⑨</u> 平日の昼の時間帯での宴会の受入れ
家族客をターゲットとした休日営業の実施や昼食時の営業に配慮した営業	
時間の設定	
① 出前サービスの強化	① シニア層が気軽に集える「場」の提供
② インターネット等による注文、予約等の実施	② 出前サービスの強化
④ 平日の昼の時間帯での宴会の受入れ (シニアの同窓会需要等への対応)	
⑤ 宅配サービス、御用聞き等の実施(買い物弱者等対策の強化)	
<u>⑯ 中食(弁当・惣菜類)を含む新たなサービスの開発、展開</u>	
<u>⑰ 一人で気軽に入れる「場」の提供</u>	

③⑱ 生鮮魚介類以外の食材を使用したメニューの提供

- (3) 店舗及び設備の改善並びに業務改善等に関する事項 営業者は、鮮度管理の求められる食品を提供する営業店舗であることを十分「営業者は、鮮度の求められる食品を提供する営業店舗であることを十 認識するとともに、近年の省エネルギー及び節電の要請にも応じ、店舗及び |設備の改善並びに業務の効率化等のため、以下の事項に取り組むことが期待 される。
- ア 安全で衛生的な店舗となるような定期的な内外装の改装
- イ 各店舗の特性に合致するような伝統を重んじた清潔な雰囲気の醸成
- ウ 高齢者及び障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施
- |エ 消費者の安全衛生及び従業員の労働安全衛生の観点からの店舗及び設備

等の整備

- 士才 省エネルギー対応の冷凍冷蔵設備、空調設備、太陽光発電設備等の導 入
- オカ 節電に資する人感センサー、LED照明、蓄電池設備等の導入
- カキ 作業手順の標準化・見える化やコンピュータ・情報システムの導入等 入等による業務の合理化<u>及び</u>効率化 による合理化・効率化
- ナー等への参加及び業務改善助成金等各種制度の活用
- クケ 受動喫煙の防止

- (3) 店舗及び設備の改善並びに業務改善等に関する事項 |分認識するとともに、近年の省エネルギー及び節電の要請にも応じ、 店舗及び設備の改善並びに業務の効率化等のため、具体的には、以下 の事項に取り組むことが期待される。
- |アー安全で衛生的な店舗となるような定期的な内外装の改装
- イ 各店舗の特性を踏まえて伝統を重んじた清潔な雰囲気の醸成
- ウ 高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施
- エ 省エネルギー対応の冷凍冷蔵設備、空調設備、太陽光発電設備等 の導入
- |オー節電に資する人感センサー、LED照明、蓄電池設備等の導入|
- |カー作業手順の標準化・見える化やコンピュータ・情報システムの導
- |キー都道府県指導センターなどが開催する生産性向上等を図るための |キク 都道府県指導センターなどが開催する生産性向上等を図るためのセミ||セミナー等への参加及び業務改善助成金等各種制度の活用
 - ク 受動喫煙の防止

確保に関する事項

の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的に取り組┃の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的に取り組 むことが期待される。

- ア ホームページの開設等による積極的な情報発信
- イ 顧客消費者情報のデータベース化等による適切な管理
- |ウ <mark>誕生日又は記念日などの</mark>季節の行事に応じたダイレクトメールの |ウ 季節の行事に応じたダイレクトメールの郵送や広報チラシの配布 郵送や広報チラシの配布
- |エ 飲食情報サイト→及びスマートフォンアプリ等を介した割引サー |の実施 ビスの実施
- オーインターネット等の活用による注文、及び予約の受付
- カ クレジットカード決済、電子決済の導入、及び普及
- キ 店舗等における公衆無線LAN環境の整備
- ク コンピュータ→及び情報システムを利用した業務の合理化及び効 率化

外国人客に対応するための多言語音声アプリ等の活用

|(4) 情報通信技術を利用した新規顧客消費者の獲得及び顧客消費者の|(4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する 事項

|営業者は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等 |営業者は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等 むことが期待される。

- |アーホームページの開設等による積極的な情報発信
- |イ 顧客情報のデータベース化等による適切な管理
- |エ 飲食情報サイト・スマートフォンアプリ等を介した割引サービス
- オーインターネット等の活用による注文、予約の受付
- |カークレジットカード決済、電子決済の導入・普及
- | キ 店舗等における公衆無線LAN環境の整備
- |ク_ コンピュータ・情報システムを利用した業務の合理化及び効率化

新

(5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

営業者は、消費者の食の安全<u>への関心の高まり</u>及び健康志向への高まり 等に対応し、景品表示法等の関係法令を遵守し、表示の適正化を図り、 適切な情報提供を行い、消費者に納得<u>感</u>と安心感を与えるとともに、消 費者からの苦情に誠実に対応し、問題の早急かつ円満な解決に努めるこ とが重要であることから、以下の事項に取り組むことが期待される。

- ア 関係法規等を遵守した適切な食材の原産地表示、天然と養殖の別<mark>を 区別する表示等への積極的な取組</mark>
- イ 食物アレルギー患者を中心とした健康被害防止を目的とした表示<u>及</u> び情報提供への取組
- ウ 厚生労働省及び農林水産省が作成した食事バランスガイド<u>や「健康</u>
- <u>な食事」に係るガイドライン</u>の活用 エ 総カロリーや塩分量に関する表示
- オ わ分かりやすい価格表示
- カ 消費者の疑問や苦情への適確な対応(苦情対応マニュアルの作成等)
- キ 従業員に対する危機管理教育の徹底
- ク 賠償責任保険等の活用
- ケ 訪日外国人旅行者等の習慣に配慮した取組
- <u>コ地域の特性に応じた外国語商品表示や外国の文化(ハラール等)に配</u> 慮した表示の推進

IΕ

(5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

営業者は、消費者の食の安全及び健康志向<u>への高まり</u>に対応し、景品表示法等の関係法令を遵守し、表示の適正化を図り、適切な情報提供を行い、消費者に納得と安心感を与えるとともに、消費者からの苦情に誠実に対応し、問題の早急かつ円満な解決に努めることが重要であることから、以下の事項に取り組むことが期待される。

- ア 関係法規等を遵守した適切な食材の原産地表示、天然と養殖の別表示等への積極的な取組
- |イ 食物アレルギー患者を中心とした健康被害防止を目的とした表示
- ウ 厚生労働省及び農林水産省が作成した食事バランスガイドの活用
- エ 総カロリーや塩分量に関する表示
- オーわかりやすい価格表示
- カ 消費者の疑問や苦情への適確な対応(苦情対応マニュアルの作成等)
- | キ 従業員に対する危機管理教育の徹底
- ク 賠償責任保険等の活用

(6) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項

(6) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項

|営業者は、職人の技術を向上させるとともに、接客熊度、顧客消費者 |営業者は、職人の技術を向上させるとともに、接客熊度、顧客への知 への知識提供等の面での技能サービスの向上にも努めるとともに、適 ┃識提供等の面での技能向上にも努めるとともに、適正な労働条件の確 正な労働条件の確保に努めることが期待される。また、営業者は、後│保に努めることが期待される。また、営業者は、後継者及び独立を希 |継者及び独立を希望する従業員が、経営、顧客管理、及び従業員管理 ┃望する従業員が、経営、顧客管理、従業員管理等の技能を取得できる 等の技能を取得できるよう、自己啓発を促すとともに、後継者及び従┃よう、自己啓発を促すとともに、後継者及び従業員の人材育成に努め 業員の人材育成に努めることが望まれる。

二 営業者に対する支援に関する事項

1 組合及び連合会による営業者の支援

(略)

(略)

ることが望まれる。

IΗ

二 営業者に対する支援に関する事項

1 組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支援する都 道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次に掲げる事項 を中心に積極的な支援に努めることが期待される。

また、支援に当たっては、関係機関等が作成する、営業者の経営改善 |に役立つ手引や好事例集等を効果的に活用すること、及び関係機関が 開催する生産性向上等を推進するためのセミナー等に関して組合員に 対する参加の促進等必要な協力を行うことが期待される。

旧
(1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項
食品衛生上の安全を確保し、かつ良質な食材の調理及び調製を行うた
めに必要な支援に努めることが期待される。
ア 衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催
イ 衛生管理に関するパンフレットの作成による普及啓発
ウ 衛生管理に関するポスターの掲示等による広報促進
エ 衛生基準の設定
オ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を推進するための手引
書作成
(2) サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する事項
衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利
益の増進等のため、サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率
化に関する指導、助言、情報提供等、ICTの活用に係るサポート
等、必要な支援に努めることが期待される。

	IB I
	12 12 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15
(略)	消費者の利益を増進し、消費者に対する正しい情報の提供を行うため、以下
	の事項に取り組むことが期待される。
	ア 接客手引の基本となるマニュアルの作成
	イ 苦情相談窓口の開設
	ウ 苦情対応マニュアルの作成及び普及啓発
	エ 危機管理マニュアルの作成及び普及啓発
	オ 商品の適正表示マニュアルの作成及び普及啓発
	カートレーサビリティーを確保する取組の推進
	キ 生産者、生産地等に関する情報の収集及び提供
	ク 消費者調査に基づく消費者指向の把握
	ケ 消費者の要望に対応したメニュー及びサービスについての情報提供 コ 消費者に対するすしに関する正しい知識に関する普及啓発
	サー賠償責任保険への加入促進
 (4)経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項	 (4)経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項
大駆的経営事例、地域的経営環境条件、及びすし店営業の将来展望に	
関する情報の収集及び整理に努め、営業者への助言等に活用すること	<u> </u>
	る情報の収集及び整理に努め、営業者への助言等に活用することが期
	待される。さらに、関係機関との連携の下での、創業や事業承継にお
における助言・相談の取組の推進が期待される。	ける助言・相談の取組の推進が期待される。
(5)経営課題に即した相談支援に関する事項	 (5)経営課題に即した相談支援に関する事項
(略)	営業者が直面する様々な経営課題に対して、経営特別相談員による経
	営指導事業の周知に努めるとともに、これを金融面から補完する生活
	衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度の趣旨や活用方法の周知が期
	待される。

(6) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

- (7) 事業の共同化及び協業化に関する事項 (略)
- (8) 取引関係の改善に関する事項

(略)

|取引関係の改善を図るため、必要な支援に努めることが期待される。 ア 共同購入等取引面の共同化の推進

- |イー食品等関連業界の協力の下で行う、取引条件の合理的改善及び組 | イー食品等関連業界の協力の下、取引条件の合理的改善及び組合員等 合員等の経済的地位の向上
- (9) 従業員の福利の充実に関する事項

|従業員の労働条件整備及び労働関係法令の遵守に関する助言、作業環 ||従業員の労働条件整備及び労働関係法令の遵守に関する助言、作業環 |境の改善及び健康管理充実(定期健康診断の実施等を含む。)のため |境の改善及び健康管理充実(定期健康診断の実施等を含む。)のため の支援、医療保険、年金保険及び労働保険の加入等に係る啓発、組合┃の支援、医療保険、年金保険及び労働保険の加入等に係る啓発、組合Ⅰ |員等の大多数の利用に資する福利厚生の充実並びに共済等制度(退職 ||員等の大多数の利用に資する福利厚生の充実並びに共済等制度(退職 |金、及び生命保険等をいう。)の整備及び強化に努めるものとするで |金、生命保険等をいう。)の整備及び強化に努めるものとする。ま とが期待される。また、男女共同参画社会の推進及び少子高齢化社会│た、男女共同参画社会の推進及び少子高齢化社会の進展を踏まえ、従 の進展を踏まえ、従業員の福利の充実に努めることが期待される。

- (6) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項 営業者及び従業員の技能の向上を図るために必要な支援に努めること が期待される。
- ア 研修会及び講習会の定期的開催等教育研修制度の充実強化
- |イ 技術講習会及び技能コンテスト等の開催による技術水準の向上
- |ウー消費者の要望に対応したメニューやサービスの情報提供
- (7) 事業の共同化及び協業化に関する事項 |すし券事業や共同利用施設の取得など事業の共同化及び協業化の企画 立案並びに実施に係る指導に努めることが期待される。
- (8) 取引関係の改善に関する事項

取引関係の改善を図るため、必要な支援に努めることが期待される。

- |ア 共同購入等取引面の共同化の推進
- の経済的地位の向上
- |(9) 従業員の福利の充実に関する事項

|業員の福利の充実に努めることが期待される。

(10) 事業の承継及び後継者育成支援に関する事項 (略)

(11) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項 国内外における食に関する最新の情報や行政施策の動向等について、 行政機関との連携等を通じ、組合員等への適切な情報提供を図るとと もに、行政施策に基づく指導、及び支援に努めることが期待される。

- (1) 都道府県指導センター

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に 努めることが期待される。

- 業者に対する経営改善の具体的指導、及び助言等の支援
- イ 消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達
- ウ 消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組
- エ 都道府県等(保健所)と連携した組合加入促進に向けた取組
- する指導及び支援
- カ 生産性向上や業務改善を推進するためのセミナー等の開催

|伽| 事業の承継及び後継者育成支援に関する事項

営業者の高齢化が急激に進んでいることから、事業の円滑な承継に関 |するケーススタディ及び成功事例等の経営知識や各地域にある事業承 継に関する相談機関及び最新の関連税制についての情報提供並びに後 |継者育成支援の促進を図るために必要な支援体制の整備に努めること が期待される。

- |(11) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項 国内外における食に関する最新の情報や行政施策の動向等について、 「行政機関との連携等を通じ、組合員等への適切な情報提供を図るとと」 もに、行政施策に基づく指導・支援に努めることが期待される。
- 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向
 - (1) 都道府県指導センター

|組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に 努めることが期待される。

- |アー関係機関等が作成する手引や好事例集等を効果的に活用した、営 |アー関係機関等が作成する手引や好事例集等を効果的に活用した、営 業者に対する経営改善の具体的指導、助言等の支援
 - |イ 消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達
 - |ウ 消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組
 - |エ 都道府県等(保健所)と連携した組合加入促進に向けた取組
- |オ 連合会及び都道府県等と連携した振興計画をの未策定の組合に対 ┃オ 連合会及び都道府県と連携した振興計画を未策定の組合に対する 指導及び支援
 - |カー生産性向上や業務改善を推進するためのセミナー等の開催

新	旧
(2) 全国指導センター	(2) 全国指導センター
(略)	都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中
	心に積極的な取組に努めることが期待される。
	ア 関係機関等が作成する手引や好事例集等、営業者の経営改革の取
	組に役立つ情報の収集、整理及び情報提供
	イ 危機管理マニュアルの作成
	ウ 苦情処理マニュアルの作成
	エ 効果測定の支援及び政策提言機能の強化
	オー公衆衛生情報の提供機能の強化
(3) 国及び都道府県等	(3) 国及び都道府県等
すし店営業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る	すし店営業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る
観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努める。	観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努める。
ア 食品衛生に関する指導監督	ア 食品衛生に関する指導監督
イ 食品衛生に関する情報提供その他必要な支援	イ 食品衛生に関する情報提供その他必要な支援
ウ 災害又は事故等 <u>の発生時</u> における適時、適切な風評被害防止策の	ウ 災害又は事故等における適時、適切な風評被害防止策の実施
実施	エ 営業者の経営改善に役立つ手引や好事例集等の作成・更新及び周
エ 営業者の経営改善に役立つ手引や好事例集等の作成・更新及び各	知
種支援策の周知	

新	旧
(4) 日本公庫	(4) 日本公庫
(略)	営業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積
	極的な取組に努めることが期待される。
	ア 営業者が利用しやすい融資の実施
	イ 生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提
	供
	ウ 組合等と連携した経営課題の解決に資するセミナーの開催及び各
	種印刷物の発行による情報提供
	エ 災害時等における速やかな相談窓口の設置
	オ 事業承継の相談窓口に関する情報提供

営業の振興に際し配慮すべき事項

|すし店営業においては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の |すし店営業においては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の 確保と経営の安定のみならず、営業者の社会的責任として環境の保全│確保と経営の安定のみならず、営業者の社会的責任として環境の保全 や省エネルギー強化、食品循環資源の再生利用等の推進に努めるとと もに、時代の要請である少子高齢化社会等への対応、すし店営業に密 |接に関連する食育への対応、受動喫煙対策、禁煙等に関する対策、地 域との共生、災害への対応及び従業員の賃金引上げに向けた対応、働 |き方・休み方改革への対応、サービス業界全体の活性化や生産性向上| に向けた取組の推進といった課題に応えていくことが要請される。こ うした課題への対応は、個々の営業者が中心となって関係者の支援の 下で行われることが必要であ<mark>り、これらの取組る。こうした課題に適</mark> 切に対応することを通じて、現在、国連の国際目標であり、我が国の 政府や多数の企業・地方自治体・関係団体でも取り組まれているSD Gs (持続可能な開発目標)に貢献し、地域社会に確固たる位置づ付 けを確保することが期待される。

新

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

や省エネルギー強化、食品循環資源の再生利用等の推進に努めるとと |もに、時代の要請である少子高齢化社会等への対応、すし店営業に密 接に関連する食育への対応、禁煙等に関する対策、地域との共生、災 **|**害への対応及び従業員の賃金引上げに向けた対応、働き方・休み方改 革への対応といった課題に応えていくことが要請される。こうした課 題への対応は、個々の営業者が中心となって関係者の支援の下で行わ れることが必要である。こうした課題に適切に対応することを通じ 「て、地域社会に確固たる位置づけを確保することが期待される。

新	旧
<u></u>	三 食育、食の安全への関心の高まり及び健康志向等への対応
1 営業者に期待される役割	1 営業者に期待される役割
営業者は、健康づくりのための食育の推進に積極的に取り組むため、	営業者は、健康づくりのための食育の推進に積極的に取り組むため、
以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。	以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。
(1) 食文化の継承のための食事マナー及び調理方法の普及	(1) 食文化の継承のための食事マナー及び調理方法の普及
(2) 地域における食生活の改善の支援	(2) 地域における食生活の改善の支援
(3) 食品の安全性に関する知識の普及の支援	(3) 食品の安全性に関する知識の普及の支援
(4) 食物アレルギー物質の有無の表示	(4) 食物アレルギー物質の有無の表示
(5) 安全な食材を使用した健康に良い食品の開発及び提供	(5) 安全な食材を使用した健康に良い食品の開発及び提供
(6) 総カロリー表示及び塩分量表示等の推進	(6) 総カロリー表示及び塩分量表示等の推進
(7) 訪日外国人旅行者への対応	2 組合及び連合会に期待される役割
(8) 健康増進への取組	効果的な食育の実施方法についての研究を実施する。
(9) 食材の原産地表示の推進	3 日本公庫に期待される役割
2 組合及び連合会に期待される役割	融資の実施等により営業者を支援する。
効果的な食育の実施方法についての研究を実施する。	
3 日本公庫に期待される役割	
融資の実施等により営業者を支援する。	

新	旧
<u> </u>	
1 営業者に期待される役割	
(1) 従業員の待遇改善	
(2) 高付加価値化・低コスト化の取組	
ア ICTの活用、高品質なサービスの提供等による高付加価値化	
イ 団体契約等、コスト削減等の取組の促進	
2 組合、連合会及び都道府県指導センターに期待される役割	
(1) 好事例の展開	
ア 生産性向上に成功した事例をとりまとめた事例集の周知	
<u>イ 生活衛生関係営業対策事業費補助金等を利用した生産性向上に係</u>	
<u>るモデル事例の研究及び情報提供</u>	
ウ 地域、商店街活性化に資する組合活動事例の周知	
<u>(2) 高付加価値化・低コスト化の取組</u>	
すし店営業における高付加価値化、共同購入をするための体制構築	
3 日本公庫に期待される役割	
電子商取引に必要な設備(電子マネー等)導入時に、振興事業貸付等	
が積極的に活用されるよう、引き続き制度の周知等を図る。	

新 IΗ

二三少子高齢化社会等への対応

1 営業者に期待される役割

|営業者は、高齢者、障害者及び一人暮らしの者、<mark>妊産婦</mark>並びに子育て |営業者は、高齢者、障害者及び一人暮らしの者並びに子育て世帯、共 世帯、共働き世帯等が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生 |活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組 |ことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努める に努めることが期待される。

- |(1) 出前サービスの実施(<mark>買い物弱者等対策の強化、</mark>他の生活衛生関 |(1) 出前サービスの実施(他の生活衛生関係営業者等との連携を含 【係営業者等との連携を含む。)
- |(2) 高齢者に配慮したメニューや少量メニューの提供
- (3) 高齢者、障害者、妊産婦や子ども連れの顧客等に配慮した店舗の |積極的なバリアフリー対策の実施
- (4) 身体障害者が同伴する身体障害者補助犬への適切な対応
- |(4)(5) 障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮
- (6) 受動喫煙の防止
- |(5)(7) 従業員に対する教育及び研修の充実・及び強化
- |(6)(8) 子育て世帯、共働き世帯等が働きやすい職場環境の整備
- |(7)(9)|| 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢|
- 者一・障害者等の積極的雇用の推進

二 少子高齢化社会等への対応

1 営業者に期待される役割

■働き世帯等が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営む ことが期待される。

- む)
- 高齢者に配慮したメニューや少量メニューの提供
- |(3) 高齢者、障害者、妊産婦や子ども連れの顧客等に配慮した店舗の バリアフリー対策
- 【4) 障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮
- (5) 従業員に対する教育及び研修の充実・強化
- 【6) 子育て世帯、共働き世帯等が働きやすい職場環境の整備
- |(7)||地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者、障 害者等の積極的雇用の推進

- 2 組合及び連合会に期待される役割 (略)
- 日本公庫に期待される役割 (略)

|<mark>五四</mark>||地域との共生(地域コミュニティの再生及び強化(商店街の活 ||五||地域との共生(地域コミュニティの再生及び強化(商店街の活性 性化))

1 営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対してすし店営業の存在、提供する商品及び |サービスの内容並びに営業の社会的役割及び意義をアピールするとと |もに、地域で増加する「買い物弱者等」の新たなニーズに対応し、地 |もに、地域で増加する「買い物弱者」の新たなニーズに対応し、地域 域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤であ る商店街における重要な構成員としての位置付けが強化されるよう、 以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニ ティの再生及び強化や商店街の活性化につなげることが期待される。

2 組合及び連合会に期待される役割

高齢者、障害者、妊産婦及び子ども連れの顧客等の利便性を考慮した 店舗設計やサービス提供に係る研究を実施する。

3 日本公庫に期待される役割

|高齢者、障害者、妊産婦及び子ども連れの顧客等の利用の円滑化を図 るために必要な設備(バリアフリー化等)導入時に、振興事業貸付等 が積極的に活用されるよう、引き続き制度の周知等を図る。

化))

1 営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対してすし店営業の存在、提供する商品及び |サービスの内容並びに営業の社会的役割及び意義をアピールするとと のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である ■商店街における重要な構成員としての位置付けが強化されるよう、以 下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティ の再生及び強化や商店街の活性化につなげることが期待される。

の提供

- ア 祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
- |イー商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、 いしの創出
- |(2)||「賑わい|や「つながり」を通じた豊かな人間関係(ソーシャル・キャ ピタル)の形成
- (8)(3) 共同ポイントサービス事業及びスタンプ事業の実施
- (9)(4) 地域の防犯、消防、防災、交通安全及び環境保護活動の推進に対す る協力

(10)(5) 地産地消の推進

- (6) 災害対応能力及び危機管理能力の維持向上
- (7) 地震等の大規模災害が発生した場合における、地域住民への支援
- (8) 暴力団排除等への対応
- |(3)(9) 商店街の空き店舗の有効的活用(子育て支援施設、高齢者交流サロ ン、地域ブランド品販売等へ利用)
- |(4)(10) 商店街運営店主との共同経営店舗の出店、買い物代行サービス及び|する協力

インターネット販売

- |(5)(11) B級郷土料理やご当地グルメ等地域資源を活用した地域おこし
- (6)(12) 地元農家や各種団体と連携した朝市の開催
- (7)(13) 福祉施設における食事の提供

- |(1) 地域の街づくりへの積極的な参加及び地域の営業者と連携したサービス|(1) 地域の街づくりへの積極的な参加
 - |アー祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加|
 - | イ 商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、 「賑わい」の創出
 - (2) 「賑わい」や「つながり」を通じた豊かな人間関係(ソーシャ ル・キャピタル)の形成
 - |(3) 商店街の空き店舗の有効的活用(子育て支援施設、高齢者交流サ |ロン、地域ブランド品販売等へ利用)
 - (4) 商店街運営店主との共同経営店舗の出店、買い物代行サービス及 びインターネット販売
 - 【(5) B級ご当地グルメ等地域資源を活用した地域おこし
 - (6) 地元農家や各種団体と連携した朝市の開催
 - (7) 福祉施設における食事の提供
 - |(8) 共同ポイントサービス事業及びスタンプ事業の実施
 - (9) 地域の防犯、消防、防災、交通安全及び環境保護活動の推進に対
 - (10) 地産地消の推進
 - |(11) 暴力団排除等への対応

新	旧
2 組合及び連合会に期待される役割	2 組合及び連合会に期待される役割
(略)	(1) 地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導及び援助ができ
	る指導者を育成
	(2) 業種を超えた相互協力の推進
	(3) 地域における特色ある取組の支援
	(4) 自治会、町内会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推
	進
	(5) 商店街役員へのすし店営業の若手経営者の登用
	(6) 地域における事業承継の推進(承継マッチング支援)及び新規開
	業希望者の育成
	(7) 地域、商店街活性化に資する組合活動事例の周知
3 日本公庫に期待される役割	3 日本公庫に期待される役割
(略)	きめ細かな相談、指導、融資の実施等により営業者及び新規開業希望
	者を支援する。

新	旧
一 <u>五</u> 環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用等	一 環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用等の
の推進	推進
1 営業者に期待される役割	1 営業者に期待される役割
営業者は、将来に向けた持続可能な消費と生産のパターンを確保する	(1) 省エネルギー対応の冷凍冷蔵設備、太陽光発電設備等の導入
社会的役割・責任が求められており、限りある資源エネルギーや環境	(2) 冷凍冷蔵設備入れ替え時における適切な廃棄処理
の保全、食品・資源循環型社会を実現するため、以下に掲げる事項を	(3) 節電に資する人感センサー、LED照明、蓄電設備等の導入
中心に積極的に取り組むことが期待される。	(4) 食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減
(1) 省エネルギー対応の冷凍冷蔵設備、空調設備及び太陽光発電設備	量
等の導入	(5) 食品循環資源の再生利用等実施率の向上
(2) 冷凍冷蔵設備入れ替え時における適切な廃棄処理	
(3) 節電に資する人感センサー、LED照明 、<u>及び</u>蓄電設備等の導入	
(4) 食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減	
量	
(5) 食品循環資源の再生利用等実施率の向上	
(6) 廃棄物の最小化、再生品の利活用	
(7) 温室効果ガス排出の抑制	
(8) プラスチック製買物袋の有料化等プラスチック製品削減に向けた	
<u>取組</u>	

新	旧
2 組合及び連合会に期待される役割	2 組合及び連合会に期待される役割
(略)	(1) 食品循環資源の再生利用の仕組みの構築
	(2) 業種を超えた組合間の相互協力
	(3) 食品循環資源の再生利用に向けた組合員以外の営業者への参加促
	進及び普及啓発
3 日本公庫に期待される役割	3 日本公庫に期待される役割
(略)	省エネルギー設備導入時に、振興事業貸付等が積極的に活用されるよ
	う、引き続き制度の周知を図る。
四 六 禁煙等に関する対策	四 禁煙等に関する対策
1 営業者に求められる役割	1 営業者に求められる役割
営業者は、顧客層、経営方針、店 <mark>舗</mark> の規模等に配慮した上で、以下に	営業者は、顧客層、経営方針、店の規模等に配慮した上で、以下に掲
掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが求められる。	げる事項を中心に積極的な取組に努めることが求められる。
(1) 店舗内の禁煙の徹底及び喫煙専用室等の設置による受動喫煙の防	(1) 店舗内の禁煙の徹底及び喫煙専用室等の設置による受動喫煙の防
<u> </u>	<u>止</u>
ア 施設内の禁煙の徹底及び喫煙専用室等の設置	
イ 受動喫煙による健康影響が大きい子どもなど20歳未満の者、患者	
<u>等への配慮</u>	
ウ 従業員に対する受動喫煙防止対策	
(2) <u>アルコール類の提供</u>	(2) 飲酒運転根絶に向けた必要な措置及びアルコール健康障害を発生
飲酒運転根絶に向けた必要な措置及びアルコール健康障害を発生さ	させるような不適切な飲酒の誘因防止
せるような不適切な飲酒の誘因防止	
2 組合及び連合会に期待される役割	2 組合及び連合会に期待される役割
(略)	効果的な受動喫煙防止対策及び飲酒運転根絶等に関する情報提供を行
	い、併せて制度周知を図る。

新	旧
3 国及び都道府県等の役割	3 国及び都道府県等の役割
(略)	受動喫煙防止に関する制度周知や受動喫煙防止対策に有効な予算措
4 日本公庫に期待される役割	置、金融措置等に関する情報提供を行う。
(略)	4 日本公庫に期待される役割
	受動喫煙防止設備の導入時に、振興事業貸付等が積極的に活用される
	よう、引き続き制度の周知等を図る。
六 <mark>七</mark> 災害への対応と節電行動の徹底	六 災害への対応と節電行動の徹底
(略)	我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、
	豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等による災害が
	発生しやすい国土となっており、継続的な防災対策及び災害時の地域
	支援を含めた対応並びに節電行動への取組が期待される。

- 1 営業者に期待される役割(災害時は営業者自身の安全を確保した 1 営業者に期待される役割(災害時は営業者自身の安全を確保した 上で対応する)
- (1) 災害発生前段階における防災対策の実施及び災害対応能力の維持 (1) 災害発生前段階における防災対策の実施及び災害対応能力の維持 向上
- |(2)||地域における防災訓練への参加及び自店舗等での防災訓練の実施||(2)||地域における防災訓練への参加及び自店舗等での防災訓練の実施|
- の把握及び自治体等への情報提供
- |(4) 地震等の大規模災害が発生した場合における、地域住民への支援 |(4) 地震等の大規模災害が発生した場合における、地域住民への支援
- 互扶助と連携の下での役割発揮
- ∥6) 災害発生時における、被災営業者の営業再開を通じた被災者への ∥6) 災害発生時における、被災営業者の営業再開を通じた被災者への |<mark>支援、サービスの確保・充実及び</mark>地域コミュニティの復元
- |(7) 従業員及び顧客消費者に対する節電啓発
- (8) 中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入
- (9) 節電を通じた経営の合理化
- |(10) 電力制約下における新たな需要(ビジネス機会)の取り込み

- 上で対応する)
- 向上
- |(3)|||地域との共生により培っている近隣住民等の安否確認や被災状況|(3)||近隣住民等の安否確認や被災状況の把握及び自治体等への情報提 供
- |(5)||災害発生時における、被災営業者のみならず営業者全体による相|(5)||災害発生時における、被災営業者のみならず営業者全体による相| 互扶助と連携の下での役割発揮
 - |サービスの確保・充実や地域コミュニティの復元
 - (7) 従業員及び顧客に対する節電啓発
 - |(8) 中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入
 - (9) 節電を通じた経営の合理化
 - |(10) 電力制約下における新たな需要(ビジネス機会)の取り込み

新	П
2 組合及び連合会に期待される役割	2 組合及び連合会に期待される役割
(1) 営業者及び地域並びに災害種別を想定した防災対策への支援	(1) 営業者及び地域並びに災害種別を想定した防災対策への支援
(2) 同業者による支え合い (太い「絆」で再強化)	(2) 同業者による支え合い(太い「絆」で再強化)
(3) 災害発生時の被災者の避難誘導などを通じた帰宅困難者防止等へ	(3) 災害発生時の被災者の避難誘導などを通じた帰宅困難者防止等へ
の取組	の取組
(4) <u>被災した地域住民へのボランティアに関する呼びかけ</u>	(4) 節電啓発や節電行動に対する支援
(4)(5) 節電啓発や節電行動に対する支援	(5) 節電に資する共同利用施設(共同蓄電設備等)の設置
(5)(6) <u>災害発生時の電源確保や</u> 節電に資する共同利用施設(共同蓄電	
設備等)の設置	
3 国及び都道府県等の役割	3 国及び都道府県等の役割
(略)	過去の災害を教訓とした防災対策や情報収集、広報の実施等、以下に
	掲げる事項を中心に積極的な取組に努める。
	(1) 過去の災害を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の
	高い防災、減災等の施策
	(2) 節電啓発や節電行動の取組に対する支援
4 日本公庫に期待される役割	4 日本公庫に期待される役割
(略)	災害発生時には、被災した営業者に対し低利融資を実施し、きめ細や
	かな相談及び支援を行う。

七八 最低賃金の引上げを踏まえた対応(生産性向上を除く)

最低賃金については、政府の目標として「年率3%程度を目途として、名目 差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円 以上となることを目指すし、引上げに取り組むしことが示されていることか ら、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが必要である。

- 1 営業者に求められる役割
- (1) 最低賃金の遵守
- (2) 業務改善助成金及びキャリアアップ助成金等各種制度の必要に応じた活 (2) 業務改善助成金及びキャリアアップ助成金等各種制度の必要に応 用
- (3) 関係機関が開催する最低賃金に関するセミナー等への参加を通じた最低 (3) 賃金制度の理解
- (4)新たな環境等への対応

後継者育成、インバウンド対応等

- 2 組合及び連合会に期待される役割
- (1) 最低賃金の制度周知
- (2) 助成金の利用促進

助成金等各種制度や関係機関が開催する最低賃金に関するセミナー等の周知 を図る。

(3) 新たな環境等への対応

後継者の育成やインバウンド対応等の支援体制の整備

七 最低賃金の引上げを踏まえた対応(生産性向上を除く) ■最低賃金については、政府の目標として「年率3%程度を目途とし GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、<mark>景気や物価動向を踏まえ、地域間格</mark> て、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000 |円となることを目指す| ことが示されていることから、以下に掲げる 事項を中心に積極的な取組に努めることが必要である。

- 1 営業者に求められる役割
- (1) 最低賃金の遵守
- じた活用
- 関係機関が開催する最低賃金に関するセミナー等への参加を通じ た最低賃金制度の理解
- 2 組合及び連合会に期待される役割
- (1) 最低賃金の制度周知
- (2) 助成金の利用促進

助成金等各種制度や関係機関が開催する最低賃金に関するセミナー等 の周知を図る。

新 3 都道府県指導センターに期待される役割 3 都道府県指導センターに期待される役割 (1) 最低賃金の周知 (1) 最低賃金の周知 従業員等の最低賃金違反に関する相談窓口(労働基準監督署等)の周│従業員等の最低賃金違反に関する相談窓口(労働基準監督署等)の周│ 知を図る。 知を図る。 (2) 助成金の利用促進に向けた体制の整備 (2) 助成金の利用促進に向けた体制の整備 助成金等の申請に係る支援の周知や相談体制の整備を図る。 助成金等の申請に係る支援の周知や相談体制の整備を図る。 (3) 関係機関との連携によるセミナー等の開催 (3) 関係機関との連携によるセミナー等の開催 労働局等との連携により経営相談事業等を実施するほか、関係機関と┃労働局等との連携により経営相談事業等を実施するほか、関係機関と の連携により最低賃金に関するセミナー等を開催する。 の連携により最低賃金に関するセミナー等を開催する。 (4)新たな環境等への対応 ア 経営支援 営業者の法律・税務相談に対応できるよう、都道府県指導センターに おける相談体制の整備 イ 経営相談支援事業と連携した支援

働き方改革総合支援センターとの連携による経営相談事業等の実施及

び最低賃金引上げに向けた取組の支援

新	旧
4 国及び都道府県等の役割	4 国及び都道府県等の役割
(1) 営業許可等を行っている自治体における事業者向け講習会等の機	(1) 営業許可等を行っている自治体における事業者向け講習会等の機
会を利用した周知	会を利用した周知
(2) 営業許可 <u>等</u> の際における窓口での個別周知	(2) 営業許可 <u>等</u> の際における窓口での個別周知
(3) 関係団体だけでなく、研修会等を通じた助成金制度の周知	(3) 研修会等を通じた助成金制度の周知
(4)各労働基準監督署において実施する、最低賃金の履行確保を主眼と	5 日本公庫に期待される役割
<u>する監督指導の強化</u>	従業員の賃金引上げや人材確保に必要な融資に、振興事業貸付等が積
5 日本公庫に期待される役割	極的に活用されるよう、引き続き制度の周知等を図る。
従業員の賃金引上げや人材確保に必要な融資、 <u>事業承継時やインバウ</u>	
<u>ンド対応に必要な設備導入時</u> に、振興事業貸付等が積極的に活用され	
るよう、引き続き制度の周知等を図る。	

| 八九 働き方・休み方改革に向けた対応

従業員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる職場環境 ┃従業員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる職場環境 |をつく作ることで人材の確保に繋がり、ひいてはや生産性の向上が図 ||をつくることで人材の確保に繋がり、ひいては生産性の向上が図られ |られるよう、営業者には長時間労働の是正や、雇用形態に関わらない ||るよう、営業者には長時間労働の是正や、公正な待遇の確保等のため |公正な待遇の確保等のための、また、職場のハラスメント対策に必要||の措置が求められる。 な措置を図ることが求められる。

- 1 営業者に求められる役割
- (1) 時間外労働の上限規制及び月60時間超の時間外労働の割増賃 引き上げへの対応による長時間労働の是正 金率の引き上げへの対応による長時間労働の是正
- (2) 年5日の年次有給休暇の確実な取得
- (3) 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保
- (4) 従業員に対する待遇に関する説明義務
- (5) セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等職場のハラス

メント対策

│八 働き方・休み方改革に向けた対応

- 1 営業者に求められる役割
- (1) 時間外労働の上限規制及び月60時間超の時間外割増賃金率の
- (2) 年5日の年次有給休暇の確実な取得
- (3) 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保
- (4) 従業員に対する待遇に関する説明

新	旧
2 組合及び連合会に期待される役割	2 組合及び連合会に期待される役割
(略)	相談窓口及び関係機関が開催するセミナー等の周知を図る。
3 都道府県指導センターに期待される役割	3 都道府県指導センターに期待される役割
(略)	相談窓口及び関係機関が開催するセミナー等の周知を図る。
4 国及び都道府県等の役割	4 国及び都道府県等の役割
(1) 営業許可等を行っている自治体における 事業<u>営業</u> 者向け講習会	(1) 営業許可等を行っている自治体における事業者向け講習会等の
等の機会を利用した制度周知	機会を利用した制度周知
(2) 営業許可等の際における窓口での制度周知	(2) 営業許可等の際における窓口での制度周知
(3) 研修会等を通じた制度周知	(3) 研修会等を通じた制度周知
5 日本公庫に期待される役割	5 日本公庫に期待される役割
(略)	従業員の長時間労働の是正や非正規雇用の処遇改善に取り組むために
	必要な融資に、振興事業貸付等が積極的に活用されるよう、引き続き
	制度の周知等を図る。